

第 5 次 巨理町 行政改革大綱



令和 3 年 8 月

巨 理 町

目 次

I. 行政改革の必要性	1
II. これまでの行政改革の取組	2
III. 本町をとりまく状況と今後の課題	3
IV. 大綱の基本方針	7
1. 基本方針	
2. 大綱の位置付け	
3. 推進期間	
V. 推進計画（アクションプラン）	10
VI. アクションプランの推進体制等	11
1. 推進体制	
2. 推進方法	

I. 行政改革の必要性

少子高齢社会の進行による人口減少時代の到来、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大、行政に対する町民ニーズの高度化と多様化により、行政の果たす役割は一層重要なものとなるとともに、地方分権改革の進展から、町は自らの責任と判断において行政運営を行うことが今まで以上に必要となっています。また、このような時代の変化と厳しい財政状況の下、町民の視点でより良い公共サービスを提供して行くため、簡素で効率的・効果的な行財政運営を推進する必要があります。

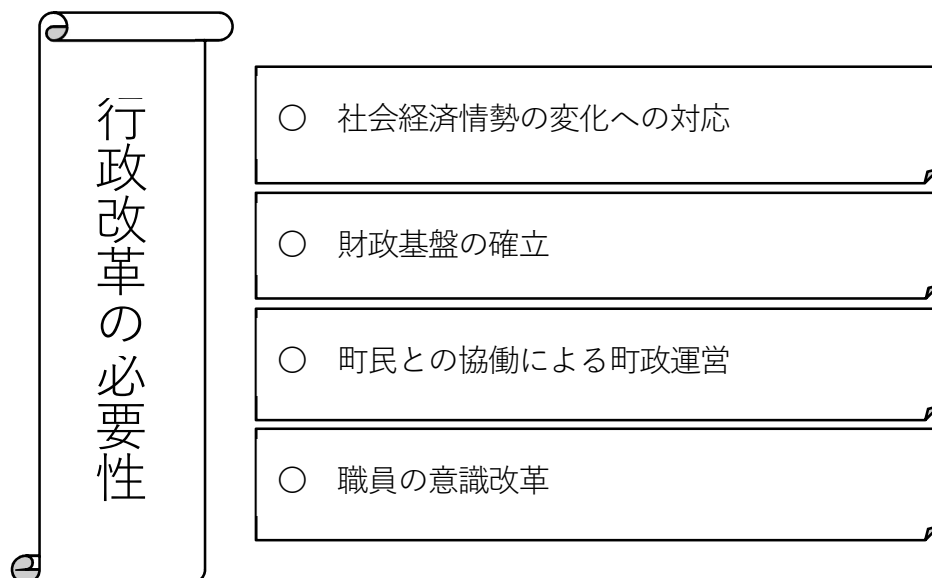
本町では、これまでも行政改革を推進し、事務事業の見直し、民間委託の推進、行政組織の編成等に取り組んできましたが、将来人口の見通しを国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という）の推計値でみると、平成17年にピークを迎えた後は減少の一途を辿り、令和27年には22,154人になると予測されています。同時期の推計値を封鎖人口（転出や転入がないと仮定した場合の将来人口）でみると上記推計値を上回って推移していますので、本町では社会減（転出）が人口減少に拍車をかけていくといえます。

このため、今後老朽化が進む公共施設の維持管理、増大する社会保障関連経費、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するためには、限られた財源を有効に活用し、従来にも増して効率的な行財政運営を推進していかなければなりません。

また、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、新たに「デジタル庁」が設置されることに伴い、マイナンバーカードの普及促進、スマートフォンによる行政手続きのオンライン化等、加速する行政のデジタル化への対応も求められています。

さらに、民間的経営視点を導入した行財政運営を確立し、地域が主体となる社会に対応した行政体制を構築することで、町民に質の高い行政サービスを継続的に提供して行くための改革が急務となっております。

従いまして、これらの取り組みを実効的・効率的に行えるよう「第5次巨理町行政改革大綱」を策定し、職員一人ひとりがスピード意識とチャレンジ精神を持って、引き続き行政改革に取り組めます。



Ⅱ. これまでの行政改革の取組

(1) 事務事業の見直し

- 少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や施設の老朽化に伴う修繕費の増加、さらには単独事業として実施する復旧・復興事業の影響により、本町の財政状況は近年急速に悪化し、次年度予算編成に支障が生じることから、平成30年度（9月、10月）に事務事業の見直しを実施しました。
- 「事務事業見直しプロジェクトチームによる削減」「予算編成過程での削減」の二段階で事務事業の見直しをおこない、総額475,642千円（総事業費ベース）を削減しました。
- 令和元年度も平成30年度に引き続き事務事業の見直しをおこない、総額172,525千円（総事業費ベース）を削減しました。

図 平成30年度事務事業見直し結果

(単位:千円)

区 分	H30 予算①		事務事業見直し後②		比較(②-①)	
	総事業費	(一般財源)	総事業費	(一般財源)	総事業費	(一般財源)
第一段階 (プロジェクトチーム)	2,869,368	(1,816,267)	2,577,602	(1,561,248)	△ 291,766	(△ 255,019)
第二段階 (予算編成)	1,463,537	(1,429,016)	1,279,661	(1,236,827)	△ 183,876	(△ 192,189)
合 計	4,332,905	(3,245,283)	3,857,263	(2,798,075)	△ 475,642	(△ 447,208)

図 令和元年度事務事業見直し結果

(単位:千円)

区 分	H31 予算①		事務事業見直し後②		比較(②-①)	
	総事業費	(一般財源)	総事業費	(一般財源)	総事業費	(一般財源)
第一段階 (プロジェクトチーム)	664,616	(419,787)	686,536	(394,864)	21,920	(△ 24,923)
第二段階 (予算編成)	1,927,206	(1,105,571)	1,732,761	(994,200)	△ 194,445	(△ 111,371)
合 計	2,591,822	(1,525,358)	2,419,297	(1,389,064)	△ 172,525	(△ 136,294)

出典:財政課 資料

(2) コンプライアンスの推進

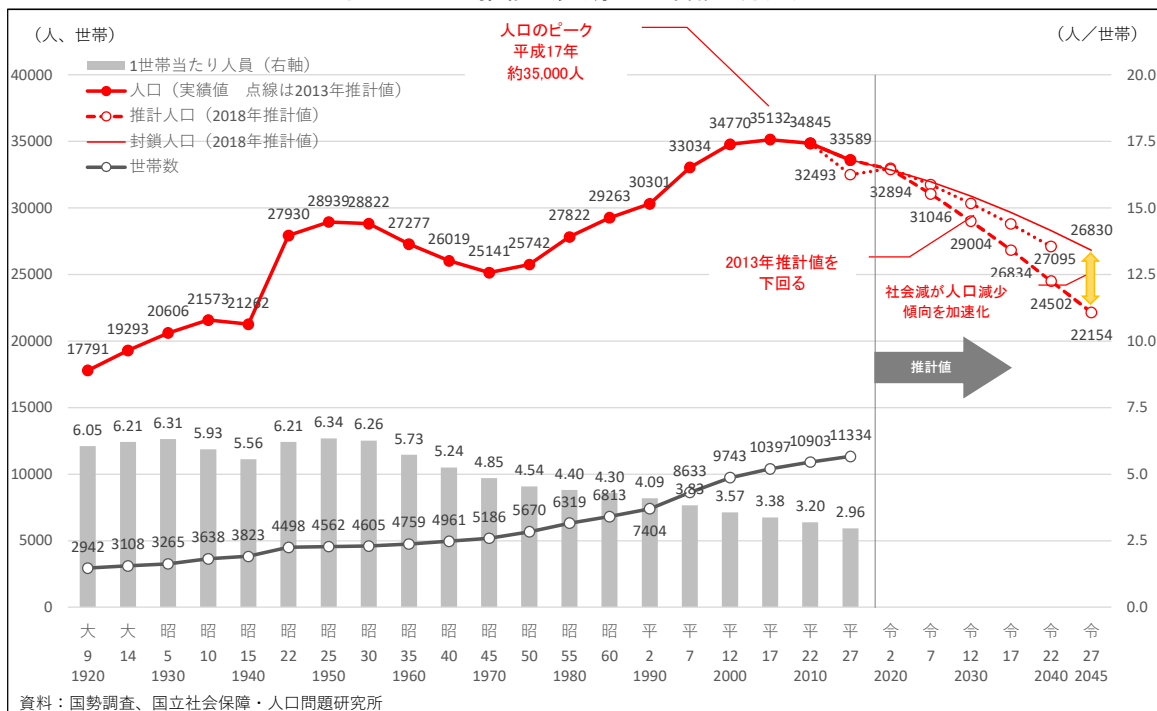
- 本町職員の不祥事防止の徹底及び庁内におけるコンプライアンスの推進を図るため、平成29年7月に「亶理町コンプライアンス推進プロジェクトチーム」を設置しました。

Ⅲ. 本町をとりまく状況と今後の課題

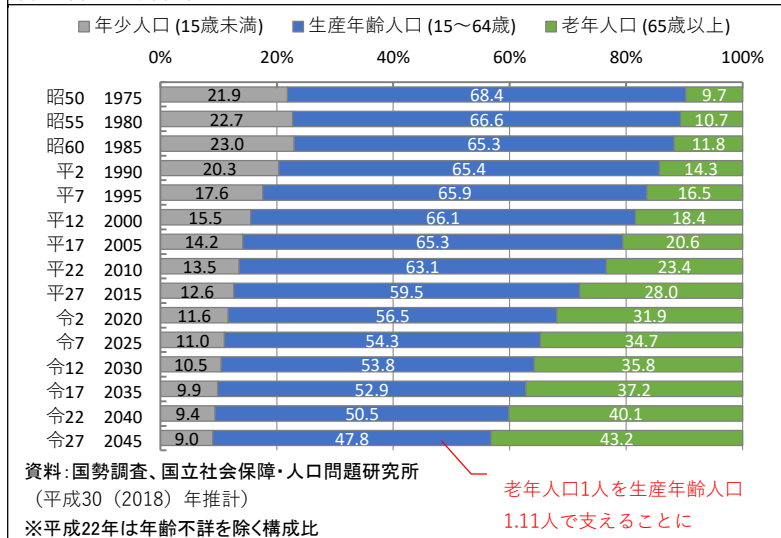
(1) 人口推移

- 社人研の「2018年（平成30年）推計値」によると、亶理町の将来人口の見通しは一貫して減少しており、2040年（令和22年）には24,502人になると予測されています。これは「2013年（平成25年）推計値」の27,095人を大きく下回っており、人口減少が加速していることを示しています。
- 世帯数は増加を続けており、1世帯当たり人員は2015年（平成27年）時点で2.96人／世帯となり、核家族化の進展や単身世帯の増加が継続している状況にあるといえます。
- 年少人口及び生産年齢人口は減少を続け、2045年（令和27年）には町全体の43.2%が65歳以上となり、生産年齢人口1.11人で1人の老年人口を支えることとなります。

図 人口の推移（長期的・年齢区分別）



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

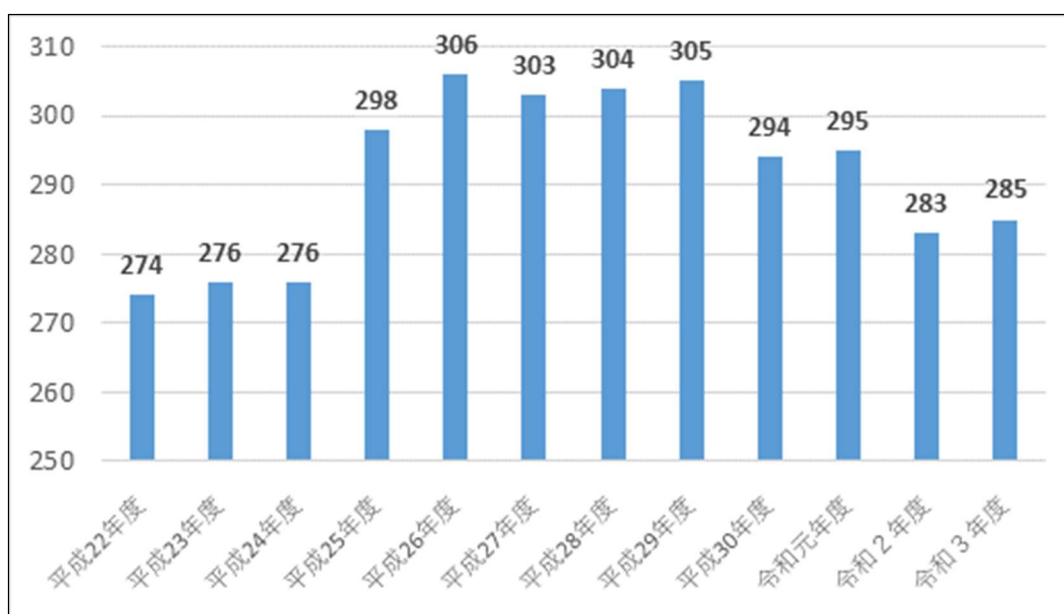


出典：第2期亶理町人口ビジョン

(2) 職員数

- 東日本大震災以前においては、社会的背景として行政改革が求められた時代であり、職員数削減を目指して数年間にわたり新規に職員を採用しなかったことなどにより、平成22年4月1日時点での職員数は274人と、「亘理町職員定員管理計画」における当時の計画人数であった295人に比べて21人下回っていました。
- 平成23年3月に東日本大震災が発生し、通常業務に加え、これまでに経験のない規模の復旧・復興事業に最優先課題として取り組まなければならない状況となりました。当時の限られた職員数では急激に増加した業務量と予算規模に対応することは極めて難しく、マンパワー不足が顕著に表れました。
- 平成24年度以降、再任用制度の活用や新規職員・任期付職員の採用を継続的に実施してきたほか、他自治体からの職員派遣により、業務量に応じた職員の確保ができました。震災後の職員数は平成26年度にピークを迎え、4月1日時点の職員数は306人でした。
- 概ね復興も順調に進み、令和3年4月1日時点の職員数については285人となっています。平成29年5月に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」において、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、これまで任用していた臨時職員は会計年度任用職員へと移行しました。本町においても、令和2年4月の改正法施行に合わせて関係条例等を整備し、令和3年4月1日時点で212名の会計年度任用職員が任用されています。

図 職員数の推移



出典：亘理町職員定員管理調査

(3) 財政状況

- 本町の震災以前と比較した震災以降のこの10年余りの予算規模については、震災後の平成23年度以降復旧・復興事業の実施などにより大幅に増加し、平成24年度にピークを迎え、その後の復興事業の進捗に伴い、減少に転じていますが、震災前の90～100億円程度の規模と比べて、2倍近くの水準で推移しています。
- 歳入は、町税が震災後に30億円を下回ったものの、その後徐々に回復し、近年は震災前の水準まで回復しました。しかしながら、今後の景気の動向や人口動態（減少）などの状況によっては、再び減収に転ずる可能性が高いことが予想されます。
- 歳出は、義務的経費のうち特に扶助費が少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加により、震災前と比較して2倍近くの水準で推移しており、今後においても人口推移から類推すると、増加していくものと見込まれます。
- 今後、公共施設の老朽化に伴い、施設の大規模改修や建替えが必要となることなどから、財政調整基金の取崩しを抑え、震災関連経費で増大している予算規模を縮小させることが当面の課題になります。

図 中期財政見通し

【歳入】		【単位：千円】					
区 分	平成22年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
地方税	3,406,662	3,571,619	3,608,061	3,593,784	3,579,710	3,565,834	
地方交付税	2,406,000	2,843,000	2,843,000	2,843,000	2,843,000	2,843,000	
国県支出金	1,522,167	2,452,875	2,131,106	2,240,916	2,240,916	2,240,916	
地方債	829,100	801,100	747,900	800,000	768,500	748,500	
その他	1,321,816	2,618,471	2,356,928	2,478,179	2,463,147	2,510,259	
歳入合計	9,485,745	12,287,065	11,686,995	11,955,879	11,895,273	11,908,509	

【歳出】		【単位：千円】					
義務的経費	4,169,399	5,531,551	5,475,000	5,513,610	5,510,519	5,573,486	
人件費	2,022,738	2,573,559	2,556,114	2,548,914	2,541,714	2,534,514	
扶助費	1,205,309	2,081,308	2,087,552	2,093,815	2,100,096	2,106,396	
公債費	941,352	876,684	831,334	870,881	868,709	932,576	
普通建設事業費	864,446	728,157	560,272	770,222	693,199	623,879	
災害復旧費		9,479	9,479	9,479	9,479	9,479	
その他	4,451,900	6,017,878	5,642,244	5,662,568	5,682,076	5,701,665	
補助費等	1,295,710	1,990,824	1,831,224	1,840,380	1,849,582	1,858,830	
繰出金	1,358,250	1,587,595	1,498,255	1,501,252	1,504,255	1,507,264	
物件費	1,615,945	2,248,871	2,120,693	2,127,055	2,133,436	2,139,836	
維持補修費	63,975	88,664	90,437	92,246	93,168	94,100	
積立金	32,691	28,124	27,835	27,835	27,835	27,835	
投資及び出資金							
貸付金	85,329	73,800	73,800	73,800	73,800	73,800	
歳出合計	9,485,745	12,287,065	11,686,995	11,955,879	11,895,273	11,908,509	

【その他】		【単位：千円】					
年度末地方債残高(普通会計)	9,273,675	10,607,456	10,694,589	10,643,183	10,624,007	10,590,231	
年度末各種基金残高	2,449,511	6,173,405	6,098,438	5,902,220	5,721,034	5,492,736	

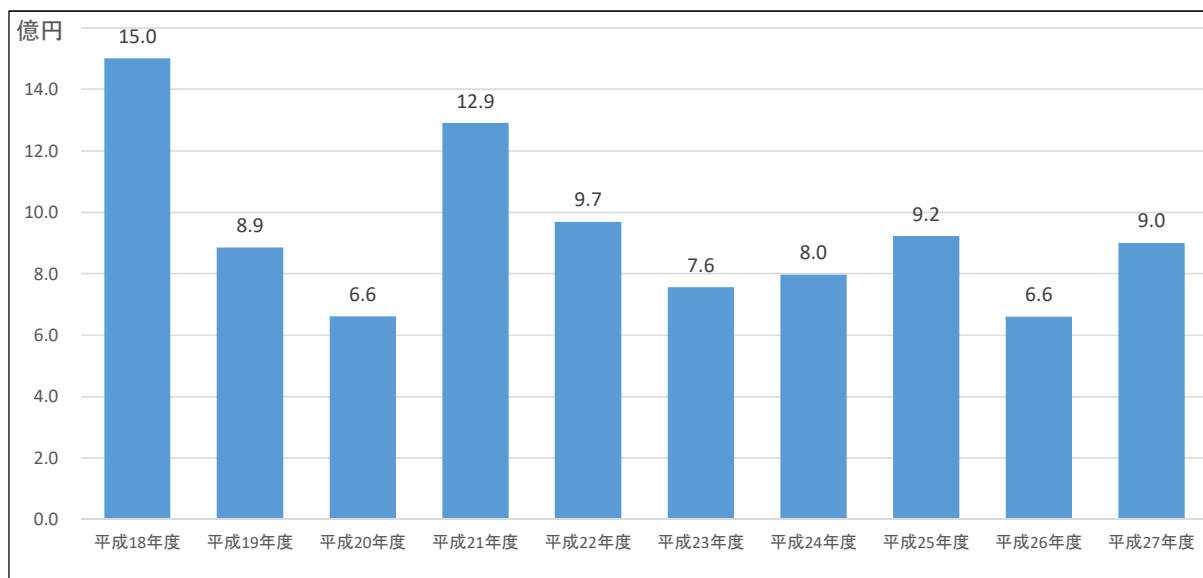
出典：財政課 資料

(4) 公共施設等の更新等に係る経費見込み

- 昭和30年代後半から昭和40年代前半の高度経済成長により、急激に都市化が進展するとともに、人口の増加とあわせて、学校や道路、橋りょう、上下水道などの公共施設やインフラが整備されました。それらの公共施設等は、建設から40年～60年が経過し、老朽化に伴う修繕や建替えなどが必要となる更新時期を迎えています。
- このことをふまえ、長期的視点に立った公共施設等の管理を推進することを目的とした「亶理町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定し、全体の計画期間を平成29年（2017年）から令和38年（2056年）までの40年間としました。
- 建築物系施設の今後必要な更新費用の総額は約482億円で、年平均にすると約12.1億円の費用が見込まれ、また、インフラ系施設の今後必要な更新費用の総額は約739億円で、年平均にすると約18.5億円の費用が必要になると見込まれます。
- 本町における投資的経費（平成18年度から平成27年度までの10年間）の総額は約93.46億円、年平均は約9.3億円となっており、今後40年間で想定される施設更新費の総額は約1,221億円、年平均は約30.5億円になります。その結果、年平均で約21.2億円の更新費が不足することが見込まれます。

(投資的経費)	(更新費)	(不足額)
9.3億円/年	− 30.5億円/年	≒ 21.2億円/年

図 年度別投資的経費



出典：亶理町公共施設等総合管理計画

IV. 大綱の基本方針

1. 基本方針

地方分権改革の進展により、地方公共団体においては個性を重視したまちづくりに向け、新たな行政システムの構築が求められており、自己決定・自己責任のもと、町民と行政が協働でまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。また、限られた財源の中で、複雑多様化する行政需要に対応していくためには、民間的経営を取り入れながら職員の意識改革を行い、自立した町政運営をしていかなければなりません。

これらの実現に向け、次の3項目を行政改革の基本方針とします。

(1) 持続可能な財政構造の確立

人口減少や高齢化の進展により、社会保障関連経費は増加の一途をたどり、それに伴って投資的経費は大幅に減少してきています。一方で、道路や上下水道など、高度経済成長期を中心に大量に整備されてきた都市基盤などは、老朽化が進み、維持管理や更新に必要な費用も増大し、新設及び更新が困難となる恐れがあります。

このような状況から、自立可能な健全で安定した行財政運営を進める上で、事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等により判断し、計画的な財政運営を図ります。

(2) 効率的な行政運営の推進

行政サービスを効果的・効率的に提供するために、行政が担うことであっても民間委託等の実施が適当な事業については、積極的に民間活力やノウハウを活用し公民連携を推進します。

また、複雑・多様化する町民のニーズや様々な行政課題に即応した施策を展開するため、業務の合理化により組織の不断の見直しに努め、職員の意識改革や能力向上を図るとともに、ICT利活用により業務の効率化及び町民の利便性向上に努めます。

(3) 各種団体との連携と町民との協働の推進

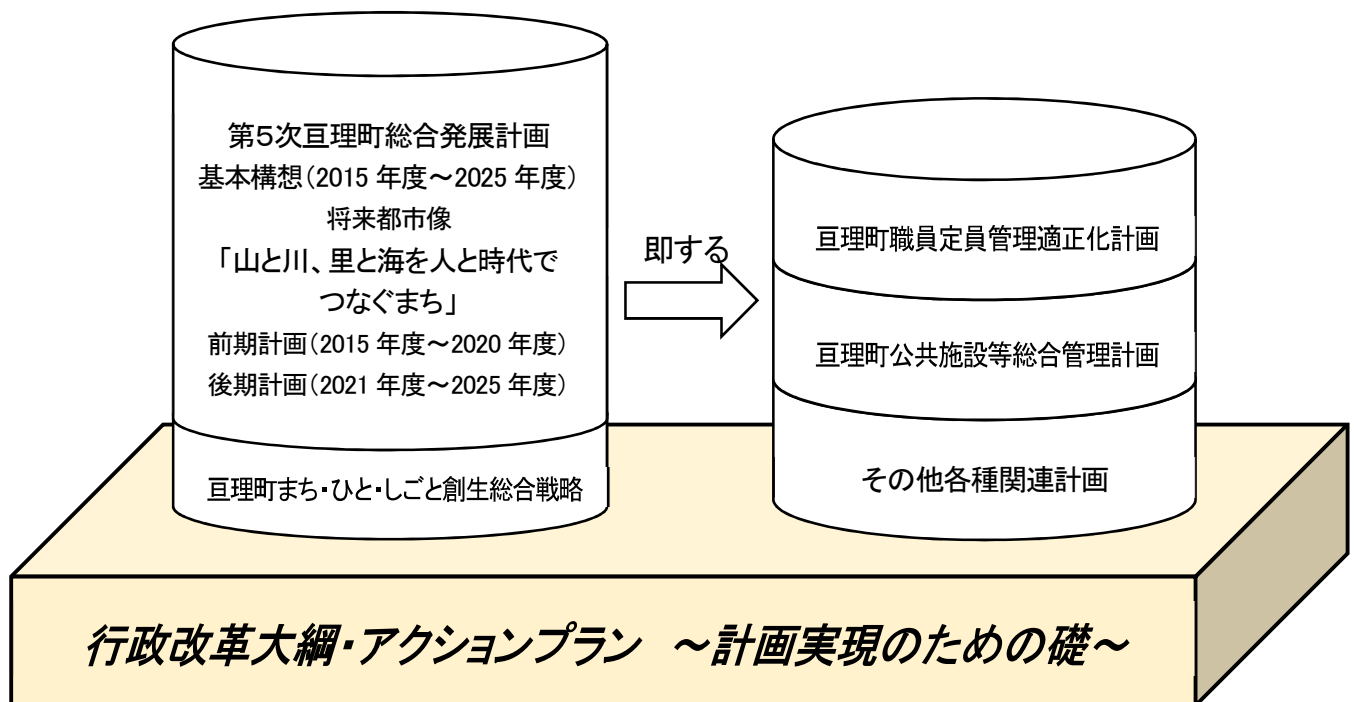
地域を取り巻く厳しい状況に立ち向かっていくためには、町民と地域組織、民間事業者、教育機関等の各種団体と行政がそれぞれの役割のもとに考え・行動する協働のまちづくりが必要となります。

まちづくりの主体は町民で、そこにはまちづくり協議会をはじめとする地域組織や民間事業者、NPO等があり、情報の共有と理解と信頼を深め、相互に連携しあいながら、町民の活力を活かしたまちづくりを推進します。

2. 大綱の位置付け

「第5次巨理町総合発展計画」は、町の目指すべき将来像を示し、町民と行政が協働で将来都市像の実現に向けた「まちづくりの指針」となるもので、本町のまちづくり全般に関わる総合的な最上位の計画となります。行政改革は、総合発展計画をはじめとするまち・ひと・しごと創生総合戦略、地域再生計画など、町が策定する各種計画の実現のための礎となるものです。

公民共創による次世代につながる自治体経営



3. 推進期間

大綱の推進期間は、第5次亶理町総合発展計画の終期と合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、大綱の進捗状況や社会経済情勢の変化、先進技術（ICT、AI等）の進歩等に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。後述する推進計画（アクションプラン）については、向こう3年間の計画を原則毎年度ローリングにより策定します。

	R3	R4	R5	R6	R7
第5次総合発展計画	基本構想 10年間 (H28-R7)				
	後期基本計画 5年間 (R3-R7)				
第5次行政改革大綱	5年間 (R3-R7)				
推進計画 (アクションプラン)					

V. 推進計画（アクションプラン）

本大綱の基本方針を実現するための推進計画として、アクションプランを策定します。アクションプランでは、取り組むべき個別のプログラムを掲げ、現状と課題を整理したうえで、年度毎の取り組み内容と可能な限り定量的な目標値を設定し、改革に取り組みます。なお、行政改革大綱、アクションプランの役割は次のとおりです。

行政改革大綱	行政改革の必要性や改革に向けての基本的な考え方等を明示し、今後の亘理町における行政改革の基本方針と基本目標としての役割を担うもの。
アクションプラン	行政改革大綱に基づき、計画期間における行政改革の具体的な取り組みを明示し、その進行管理を行うもの。行政改革に関する取り組みとその進捗状況を分かりやすく示すため、個別の項目に実施予定年度を明記するとともに、その評価と検証による進行管理を行います。

VI. アクションプランの推進体制等

1. 推進体制

(1) 亶理町行政改革推進本部

庁内に亶理町行政改革推進本部を設置し、全庁的な行政改革を推進します。

- 行政改革の基本方針の策定に関すること
- 行政改革の具体的措置事項の決定に関すること
- その他行政改革に係る重要事項に関すること など

(2) OA・情報化プロジェクトチーム

亶理町行政改革推進本部設置要綱に基づき、専門的事項の調査又は検討を行います。

- OA・情報化の調査研究に関すること
- OA・情報化の推進に関すること
- OA・情報化関連施策への協力支援に関すること など

(3) 町民参加による検討組織

亶理町行政改革推進審議会を設置し、行政改革の推進に町民の意見を反映させます。

- 行財政政策の見直しに関すること
- 効率的な組織の構築に関すること など

2. 推進方法

(1) 推進方法

「亶理町行政改革大綱」に基づく行政改革を実現するため、亶理町行政改革推進本部が中心となり、全庁一丸となり、取り組み内容について、一体的な管理を行い、行政改革を推進します。

(2) 進捗状況の公表と意見の聴取

本計画に基づく行財政改革の進捗状況は、亶理町行政改革推進審議会及び町議会に報告するとともに、広報わたりやホームページなどを通じて公表します。また、町民をはじめ外部からの幅広いご意見ご要望などを拝聴することに努めます。

(3) 計画の見直し

社会情勢と町民ニーズの変化への対応や、PDCAサイクル【計画(Plan)→実施(Do)→検証・評価(Check)→改善・改革(Action)】に基づく行政組織運営全般の点検評価に基づき見直すこととします。

